

教育民生常任委員会会議録

令和8年2月17日(火曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等(6名)	委員長	浅石昌敏	副委員長	兎澤祐一
	委員	児玉悦朗	委員	保田直美
	委員	赤坂勲	委員	奈良明日香

欠席委員(0名)

事務局出席職員 書記 阿部元樹

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	関本 和人	健康福祉部長	阿部 正幸
教育部長	黒澤 香澄	大湯ストーンサークル館長	花海 義人
市民課長	成田 真紀	生活環境課長	佐藤 智紀
税務課長	佐藤 寛	福祉総務課長	井上 真
すこやか子育て課長(兼)こども家庭センター長	工藤 千秋	あんしん長寿課長	奈良 洋一
総務学事課長	似鳥 映	生涯学習課長	黒澤 香澄
スポーツ振興課長	古田 渡	市民課長政策監(兼)支所窓口班長	阿部 美沙子
福祉総務課政策監(兼)地域福祉班長	佐藤 京子	すこやか子育て課政策監(兼)健康づくり班長	児玉 愛子
あんしん長寿課政策監(兼)介護予防班長	三ヶ田紀子	スポーツ振興課政策監	田原 智明
市民課主幹(兼)戸籍年金班長	小館 香志美	市民課主幹(兼)国保医療班長	藤原 美恵子
生活環境課主幹(兼)コミュニティ推進班長	大里 透	生活環境課主幹(兼)環境推進班長	金澤 里香子
税務課主幹(兼)収納管理室長	内藤 良富	福祉総務課長主幹(兼)保護班長	安保 俊光
すこやか子育て課こども家庭センター主幹	櫻田 佳奈	あんしん長寿課主幹(兼)高齢者支援班長	武藤 妙子
総務学事課主幹(兼)学事指導班長	田村 めぐみ	総務学事課指導主事	米田 樹史
生涯学習課主幹(兼)社会教育班長	村木 芳	生涯学習課主幹(兼)文化財振興班長	鎌田 学
文化の杜交流館長	成田 小百合	生活環境課副主幹	柴田 秀樹
税務課副主幹(兼)課税班長	高杉 修	福祉総務課副主幹	晴澤 順
すこやか子育て課副主幹(兼)こども家庭応援班長	青山 智晃	すこやか子育て課こども家庭センター副主幹	齋藤 雅
すこやか子育て課統括保健師	石井 聡子	あんしん長寿課副主幹	柴森 葉子
大湯ストーンサークル館副主幹	鈴木 和明		

午前10時00分 開 会

【開 会】

○浅石委員長 おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。

【委員長挨拶】

○浅石委員長 今年、大変大雪で皆さんには大変難儀がかかっていると思いますけれども、11月頃までは確かどこに行っても熊の話でした。ところが今はどこへ行っても雪の話でなんか話題が疲れているなというところで。

実は、12月にスキー場の安全祈願祭に行ったときにポケットからこれが出てきました。新幹線の乗車券と特急券です。

あれ、これって普通改札口に置いてくるはずなのになんであるのかなということで、いろいろ悩んだ結果、ポケットのどこかにちゃんと無くしたはずの切符があったんじゃないかとふと思いました。

それで花輪駅に行ってこれを出したら、ちょっとお待ちくださいと言われて、3時間後ぐらいに電話が来ました。これでは払い戻しできませんと、1万5,010円。

なんでかという盛岡駅の判子が押してあるんですよ。

要は改札口で出すはずの切符がなんで持っているのという疑問が実はそういう場合にはお客さんに全部返すことになっているんですということで今日の話は皆さんちゃんと覚えておいて、同じ間違いをしないようによろしくお願いいたします。

ここで、会議の進行に当たり委員及び職員の皆様をお願いをいたしますが、会議録を作成する関係上、発言の際は、委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。また、発言終了後は、マイクスイッチをオフにしてくださいますようご協力をお願いいたします。

なお、委員長の許可のない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○浅石委員長 それでは、会議次第に従い、進めてまいります。

初めに所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、所管ごとに区切って質疑を受けてまいります。それでは順次報告願います。市民部長。

○関本市民部長 所管事項の報告に入ります前に、本日の欠席職員ですが、税務課の内藤主幹と高杉副主幹が申告相談対応のため、また福祉総務課の晴澤副主幹が所要のため欠席しておりますのでご了承願います。

それでは所管事項の報告をいたします。

資料の2ページをお願いします。

初めにほかの常任委員会においても、共通事項として報告させていただいております、1の「令和7年度大雪による被害状況等について」をご報告いたします。

共通資料1の1ページをお願いします。

1の「気象状況」についてですが、「積雪深」は2月2日に146センチメートルを記録し、これまでの最高値であった平成27年2月の130センチメートルを更新しております。

「累計降雪量」は1月31日現在、436センチメートルであり、また2月15日現在の「累計降雪量」は、508センチメートルとなっております。

次に2の「被害の状況」についてですが、「人的被害」は、重傷が6人、軽傷が2人の計8名であります。ほとんどの方が、屋根の除雪作業中の被害によるものです。

「建物被害」は、住家では一部損壊が5件、非住家では全壊が3件、半壊が1件、一部損壊が7件となっております。この件数につきましては現在まで報告があった件数であります。今後は災害証明の申請も増えてくることから、建物被害の件数は増加すると想定しております。

「農林水産関係」は、栽培施設ではビニールハウス等で損壊が35棟、被害額は2月12日現在で4,700万円となっております。

また、畜産関係では、牛舎・堆肥舎等で損壊が12棟、被害額は調査中であります。

「公共施設」については、山村開発センターはじめ、掲載している8施設において、窓ガラスや軒先などの破損等の被害が確認されております。

2ページをお願いします。

次に、3の「鹿角市の警戒体制」についてですが、2月2日に、市長を本部長とする鹿角市雪害対策本部を設置しており、現在も継続中であります。

次に、4の「秋田県警戒体制」についてですが、秋田県では、知事を本部長とする災害対策本部を設置し、現在も継続中であります。

次に、5の「災害救助法」についてですが、大雪により住家が倒壊するおそれがあり、多数の方が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれがあることから、2月3日に秋田県内7市町村に災害救助法が適用されております。雪下ろしや除雪等において、災害救助法の対象は、居住している家屋で、高齢等のため自力での除雪等が困難で、かつ業者に依頼する資力がないことが要件とされております。

この条件を満たす方については、除排雪等の費用を国や県が負担するというものですが、適用期間が短いことや、市内の雪下ろしについては、既に需要に供給が追いつかない状況であるため、この期間中に業者を確保できる状況ではないと市の対策本部が判断し、救助法を活用した対応等は見送ることとし、これとは別に市職員等による除雪支援隊を派遣することとしております。

次に、6の「高齢者世帯等除雪支援隊」についてですが、除雪が困難な高齢者世帯等に対し、鹿角市社会福祉協議会が実施する除雪ボランティア事業に、業務として協力するため、市役所職員等で構成する除雪支援隊を派遣するものです。

2月3日から13日までに実施した市職員を中心とした職員派遣では、50世帯に対し、市職員を238人、県職員を16人派遣し、また、2月7日から15日までに、消防職員を中心とした

職員派遣では、14世帯に対し、消防職員93人と消防団1隊15人、県職員10人を派遣しております。

次に、7の「自主避難所の状況」についてですが、大雪による家屋倒壊の不安を抱えている方のために、自主避難所を福祉保健センターに開設しております。利用に当たっては、事前申込みとしておりましたが、2月11日から15日まで1名の方が利用しております。

また、これとは別に、2月10日から、自治会館に自主避難している方も1名おります。

最後に、8の「公共交通」についてですが、秋北バスの運行状況ですが、1月31日から2月1日までの2日間、市内の5路線全てが運休となっております。その後、2月2からは花輪大館線を除いた4路線の運航が再開され、2月8日からは花輪大館線について、女神から土深井駅前までの区間のバス停を迂回した運行となっておりますが、2月15日から運行が再開されております。

J R花輪線については、鹿角花輪駅から大館駅の間で、1月20日から運休となっておりますが、2月16日から運行が再開となっております。

共通資料の「令和7年度大雪による被害状況等について」は以上であります。

委員会資料の2ページをお願いします。

続きまして、市民部関係の所管事項をご報告いたします。

1の「第5次鹿角市男女共同参画計画（素案）の概要について」であります。市民部資料1により、担当課よりご説明いたします。

○浅石委員長 佐藤課長。

○佐藤生活環境課長 第5次男女共同参画計画（素案）の概要について説明いたします。

市民部資料1をご覧ください。

第1章では、計画の策定に当たり、男女共同参画社会の実現に向けた第4次計画の達成状況や第5次計画の目標、計画の性格と期間について記載しています。

「1、計画策定の趣旨」についてですが、人口減少社会の進行や家族形態の多様化、人生100年時代の到来など、社会情勢の変化に伴う様々な課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠であることから、第5次計画を策定するものです。

「2、第4次計画の達成状況」ですが、次のページにわたり、2つの行動目標ごとに評価指標として、合計20項目の指標を設定しておりました。20項目のうち16項目において目標値に向かって改善が図られており、うち6項目で目標を達成しております。

「3、第5次計画の目標」ですが、基本目標を「市民一人ひとりが尊重され、個性と能力が発揮できる活力のあるまちの実現」とし、行動目標については、「性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりの推進」と「健康で明るく安全・安心な暮らしの実現」の2つを設定することとしております。

「4、計画の性格と期間」ですが、この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「秋田県男女共同参画推進条例」に基づき、第7次総合計画をはじめとする各種計画と連携した計画としているほか、「女性活躍推進法」及び「配偶者暴力防止法」に基づく基本計画と

しての性格を併せもつものとしております。

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

3ページをお願いします。

第2章では、第5次計画の体系と施策の内容について記載しております。

「1、計画の体系」についてですが、第5次計画の体系について図式化しており、基本目標達成に向けて重点的に取り組む2つの行動目標と、それぞれの目標を実現するために行うべき施策の方向性についてまとめております。

「2、施策の内容」については、施策の方向性に従って着実に進めるための指標としてNo. 1から、次のページにわたりNo. 20までの項目を設定し、令和12年度までの5年間で向上すべき具体的な数値目標を掲げております。

次の第3章では、計画の推進体制等について記載しており、計画推進に向けた関係機関との連携や、計画の進行管理について示しております。

次のページをお願いいたします。

第4章では、計画実現のための行動計画について記載しており、施策の方向性に従って、計画の実現に向けた行動計画を掲げております。これらの行動計画に沿って、庁内各課及び関係団体等により取組を進めることとなります。

資料の説明は以上ですが、今後の策定までの予定としましては、現在実施しておりますパブリックコメントの募集を経て、男女共同参画推進会議や庁内会議での確認作業を進めながら、今年度中に庁議において計画決定するというスケジュールとしております。

市民部からの報告は以上です。

○浅石委員長 健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 委員会資料の2ページにお戻り願います。

健康福祉部からは6点ご報告いたします。

初めに、所管する2施設の休館日の変更計画について報告いたします。

1の福祉保健センターですが、健康福祉部が事務を行う庁舎であるとともに、部屋の貸出しを行っている公の施設でもあり、福祉や医療関係団体等からの利用があります。

現在は、年末年始のみの休館としておりますが、利用状況を踏まえ、次年度から、利用の少ない日曜日と祝日を休館日とすることで、施設管理の効率化を図りたいと考えております。

次のページをお願いします。

2の子ども未来センターは、コモッセ内にある施設で、子育て総合案内所「OGARE」として保護者からの相談に対応するとともに、子育てサークルへの支援等の事業を行っております。こちら、現在は年末年始のみの休館としておりますが、指定管理者から、現状のシフトでは、職員全員が揃う日を設けるのが難しく、職員間の連絡・連携を取りやすいシフトを可能とし、サービスの向上を図るため、月1回の休館日を設けることについて申出がありました。

市としても、サービス向上のためには定期的な休館日の追加を検討する必要があると考え、利用が少ない火曜日のうち、祝日と重ならない第3火曜日が最も利用者への影響が少ないものと判断し、4月から毎月第3火曜日を休館日に追加したいと考えております。

休館日の追加は条例事項でありますので、来たる3月定例会に2つの条例改正の議案を提出したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に3、「第7期鹿角市障がい者計画（素案）の概要について」から6、「第3期鹿角市食の健康づくり推進計画（素案）の概要について」までの、今年度策定を進めております4つの計画については、担当課長よりご説明いたします。

○浅石委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 私から3、「第7期鹿角市障がい者計画（素案）の概要について」説明いたします。

健康福祉部資料1の1ページをご覧ください。

最初に、この計画の位置付けですが、障害者基本法の規定に基づき、国が定める「障害者基本計画」及び秋田県が定める「障害者計画」を基本として、本市の障がい者の状況等を踏まえ、本市の障がい者の自立や社会参加等を支援するために策定する基本的な計画と位置付けております。

計画策定に当たっては、障がい者ご本人及び障害福祉サービスを行っている事業所にアンケート調査を実施し、鹿角市障がい者計画等策定懇談会の委員の皆様から意見をお伺いしております。

計画は3部構成となっており、第1部総論が3章立て、第2部各論が9章立て、第3部は計画の推進としております。

総論の第1章「計画の概要」では、1、「策定の趣旨」として、多様化する福祉ニーズへのきめ細かい支援を行うための総合的な計画として策定し、障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく暮らし、ウェルビーイングを実感できるよう、共に生きる地域社会の実現を目指すこととし、障がいのある人のライフステージに合わせて、福祉・保健・医療・教育・就労・まちづくり等あらゆる分野にわたる具体的な施策と方向性を定め、市民全体の共通施策として取り組むこととしております。

3、「計画の期間」ですが、令和8年度から令和12年度までの5か年の計画となります。

第2章の「本市の現状」では、本市の障がい者数の状況について記載しておりますが、身体障がい者は減少、知的障がい者は横ばい、精神障がい者は増加傾向ですが、全体的には減少となっています。

第3章「計画の基本的な考え方」では、「1、基本理念」を「共に生きる地域社会の実現」とし、「2、基本目標」は記載の3項目を掲げ、基本理念と合わせ、第6期計画から継承しております。

次のページをご覧ください。

計画の体系図及び第2部各論に記載の施策の方向となります。

施策の方向については、国の基本計画に掲げる項目を本市の実情に合わせて展開し、「1、自立した生活の支援・意思決定支援の推進」から「9、行政等における配慮の充実」までの9つからなる分野別の目標を設定して、それぞれの関連項目で主要事業を盛り込むこととしております。

現行の計画からの主な変更点ですが、「1、自立した生活の支援・意思決定支援の推進」については、令和4年に「障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定されたことに伴い、本市においても、障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、必要な情報を確実に得られる環境づくりが重要であり、情報へのアクセスのしやすさは暮らしの安心や自己決定の機会を保障する上で欠かせない要素であると捉え、7の「情報アクセシビリティの向上」を新規に搭載したほか、「5、文化芸術活動・スポーツ等の振興」の「1、文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備」を拡充しております。

また、「8、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」では、これまでも取組は行っておりますが、新たに「3、心のバリアフリーの推進」を項目立てております。

前のページに戻っていただいて、第3部では、計画の推進として、計画の進行管理等について記載しております。

右下のスケジュールになりますが、令和8年1月16日から2月16日までを期限として、計画素案に対するパブリックコメントを募集しておりましたが、提出された意見はございませんでした。

今後は、明日18日に開催する関係機関等で組織する「第3回障害者計画等策定懇談会」に諮った上で、3月の庁議により決定してまいります。

なお、現段階での計画（素案）の詳細につきましては、ホームページに掲載しております。

以上で説明を終わります。

○浅石委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長（兼）こども家庭センター長 それでは、鹿角市新型インフルエンザ等対策行動計画改定案の概要について、健康福祉部資料2に基づいて、説明させていただきます。

市新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対応の内容を示すものとして、平成26年12月に策定し、各種対策を講じてきました。

1、「改定の経緯」でございますが、令和6年の法改正に伴い、政府行動計画及び県の行動計画が改定されたことや、新型コロナウイルスへの対応により積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも対応できる体制の構築を目指し、計画を抜本的に改定するものであります。

2、「基本的な考え方」でございますが、市行動計画の対象とする感染症は、新型インフルや新型コロナだけではなく、その他の幅広い呼吸器感染症にも対応できるよう、新型インフルエンザ等感染症と指定感染症及び新感染症を対象とします。

3、「対策の目的」でございますが、1つ目に感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、2つ目に市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として対策を講じてまいります。

次のページをお願いします。

4、「主な改定内容」でございますが、計画期間は、政府行動計画等に合わせまして、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。時期区分は、現行の5期から準備期、初動期、対応期の3期に整理し、特に準備期の記載を充実することとします。

対策項目は、これまでの5項目から新型コロナへの対応等で課題となった項目を独立させ、7項目に拡充しております。

新たに加えた横断的視点としまして、人材育成や国や県及び近隣自治体等との連携、DXの推進を設定し、複数の対策項目に共通して考慮することで、対策の実効性を向上させます。

実効性の確保についてですが、データを活用した政策の推進や定期的なフォローアップなどにより、市行動計画の実効性を確保していくことを記載しております。

次のページをお願いします。

5、「各対策項目の主な取組」でございますが、7つの項目ごとに、準備期、初動期、対応期の区分に応じた主な内容をまとめています。

新たに加えられた項目として、②のリスクコミュニケーションについては、感染症のリスクを地域住民や医療機関、メディアなど、あらゆる主体が「リスク低減のパートナー」として関わり、情報を一方的に伝えるだけでなく、意見や不安の声を受け止める等の体制を構築します。また、④ワクチンについては、予防接種のデジタル化による業務効率化や省力化による接種体制の構築を図ることとしております。

最後に今後の予定ですが、今月24日までパブリックコメントを実施しており、その後、庁議において決定した後、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、議会に報告させていただきます。

以上で新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）概要の説明を終わります。

次に、「第3次健康かづの21計画（改訂版）（素案）の概要について」健康福祉部資料3に基づいて説明させていただきます。

前回は、健康増進法に基づく健康かづの21計画と食育基本法に基づく食の健康づくり推進計画を一体的に策定しましたが、健康かづの21計画の中間評価年度であること及び食の健康づくり推進計画の計画期間が終了することに伴い、今回は、第3次健康かづの21計画（改訂版）と第3期食の健康づくり推進計画を分けて策定しております。

1、「基本的事項の計画の趣旨」でございますが、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目

指して、市民・地域・学校・職場・行政が協働でそれぞれの役割を担い、支え合いながら生きがいと豊かさを実感し、生活できる健康長寿社会の実現を推進することとしております。計画の位置づけにつきましては、健康増進法に基づいて策定する市町村健康増進計画であるとともに、国や県の健康増進計画を踏まえた計画となります。

また、施策の推進に当たっては、第7次鹿角市総合計画に沿って展開してまいります。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間で、今年度実施しました中間評価を反映した改訂版を策定します。

2、「取組の中間評価」でございますが、第3次計画に掲げた8つの取り組むべき分野ごとに整理しております。主な指標の状況を記載しておりますが、健康寿命につきましては、令和4年度が最新で、男性では77.94歳、女性では81.27歳でした。県内順位につきましては、県では算定しないこととしたため比較できない状況になっております。

脳血管疾患粗死亡率につきましては、令和5年度の数値になりますが、199.9人で中間目標値の184.0人に近づいてきております。

がん検診精密検査実施率につきましては、胃がん、肺がん、大腸がんとも目標値を下回っております。

栄養・食生活に関する指標とした減塩や野菜摂取に関しましても、目標値を下回っております。

中間評価を踏まえた課題として、がん検診精密検査の未受診者に対する受診勧奨や、子供の頃から食に対する関心を持ち、規則正しい食習慣を身に着けることができるよう、正しい知識の普及啓発、運動の習慣化に向けた情報発信、その他、歯科・口腔ケアに関する意識高揚に向けた取組が必要と捉えております。

次のページをお願いします。

3、「第3次計画改訂版の基本的方向」でございますが、計画策定時の基本理念を継承します。

基本目標につきましては、国の「第3次健康日本21計画」に合わせまして、ライフコースアプローチを念頭に置き、個人の行動と健康状態の改善及び社会資源の向上を推進することで、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指す」ことを追記します。

4、「主な指標」でございますが、改訂版策定に合わせて新規に設定した指標の主な項目は記載のとおりです。

次のページをお願いします。

5、「計画推進の考え方」でございますが、これまでと同様、8つの分野ごとに、主な行動目標と、その目標達成のために市民、行政、団体の各主体が取り組むことを、ただいまご説明した中間評価を踏まえて再設定しております。

下段の、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりとしましては、新たに子供、働き盛り世代、高齢者の分野に分けて取組を進めてまいります。

最後に今後の予定ですが、現在2月24日までの期間でパブリックコメントを募集してお

り、3月上旬の鹿角市健康づくり推進懇談会を経て、年度末に庁議において決定する予定としております。

以上で第3次健康かづの21計画（改訂版）（素案）の概要の説明を終わります。

次に、「第3期鹿角市食の健康づくり推進計画（素案）の概要について」、健康福祉部資料4に基づいて説明させていただきます。

1、「基本的事項」でございますが、計画の趣旨は記載のとおりであります。第2期の目標である「脳卒中による死亡率の減少と健康寿命の延伸」を継続することとし、国や県の新たな計画策定の内容を踏まえつつ、本計画を策定します。

計画の位置づけでございますが、食育基本法第18条第1項に基づいて策定する市町村食育推進計画であるとともに、国や県の食育推進計画を踏まえた計画となります。また、施策の推進に当たっては、第7次鹿角市総合計画に沿って展開してまいります。

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間といたします。

2、「計画の現状と課題」でございますが、第2期計画に掲げた4つの基本目標ごとに整理しております。

1の「健全な食生活の実践」では、朝食を抜くことのある人の割合は、若年層に多く見られるため、朝食を食べることの大切さを周知することや、健康寿命の延伸に向けて、働き盛り世代や高齢者における望ましい食習慣の普及啓発を図る必要があります。

2の「食を通じた心身の健康の確保」では、減塩や薄味を実行している人が減少していることや、肥満者の割合が増加している年代もあるため、若い世代から健康に関する正しい知識による健康管理を実践するというプレコンセプションケアについて周知し、若年層からの実践につなげる必要があります。

3の「食に関する正しい知識の普及」では、食材を買いすぎないことや使い切ることを意識して購入する人の割合は増加していますが、さらなる食品ロス削減に向けた意識づくりを促す必要があります。

4の「豊かな食材の活用及び食文化の継承」では、食生活改善推進員と共同でイベントや出前講座で郷土料理を提供し、親しむ機会を提供しておりますが、さらなる働きかけが必要です。

次のページをお願いします。

3、「計画の基本的方向等」でございますが、目標の達成を目指し、スローガンには、「食から見直す自分のからだ家族の健康～今、自ら必要な「食」の選択を！～」を掲げます。市民のライフステージやライフスタイルに合った「食」に関心を持ちながら、自分に必要な「食」を見極め、取り入れる力を養い、さらには、子供から大人へ、大人から子供へ、食の知識を伝えあうことで、生涯を通じて「食」とともに健康で長生きできるよう、取組を進めてまいります。

次に基本目標でございますが、4つの基本目標とそれに対応する指標について、計画最終年度の令和12年度までの目標値を設定します。

現在の計画からの変更点としては、基本目標1を「健全な食生活の実践」から「規則正しい食生活の実践」に、基本目標3を「食に関する正しい知識の普及」から「食品の安全・安心と環境に関する理解の促進」に変更しています。

また、基本目標2、「食を通じた心身の健康の確保」には、健康かづの21計画と同様にライフコースアプローチの視点を踏まえ、胎児期から高齢期に至るまで生活習慣病等を予防し、生涯を通じて心身共に健康な生活を持続することを目標に追加しています。

最後に今後の予定ですが、現在2月24日までの期間でパブリックコメントを募集しており、3月上旬の鹿角市健康づくり推進懇談会を経て、年度末に庁議において決定する予定としております。

以上で健康福祉部で策定中の各種計画の概要説明を終わります。

○浅石委員長 黒澤部長。

○黒澤教育部長 教育委員会関係の所管事項の報告をいたします。

1の「令和7年度卒業式及び令和8年度入学式について」であります。市内小中学校の卒業式及び入学式は、資料に記載の日程で開催予定であり、令和8年度の入学予定者数は、1月末現在で小学校は今年度と同数の138人、中学校は10人多い191人の予定となっております。

2の「令和7年度鹿角市二十歳のつどいについて」であります。去る1月11日、文化の杜交流館を会場に、参加対象者で組織した「二十歳のつどい実行委員会」と市との共催により開催しております。今年度は、記念公演の都合により、会場参加のみといたしましたが、対象者241人のうち、192人が出席し、参加率は1月開催に変更した令和3年度以降で最も高くなりました。委員の皆様からもご出席いただき大変ありがとうございました。

今後も、未来を担う若い世代が、親交を深め、ふるさとの良さを感じられる機会を創出してまいります。

3の「東洋大学地方創生協働実習について」であります。かづのキャンパス構想の一環で、来る2月19日から23日までの5日間、教育学科の学生4名を地方創生協働実習の一環として受け入れることとなりました。期間中は大湯ストーンサークル館を主な活動場所とし、世界文化遺産を活用した教育プログラムについて検討、提案をいただくこととしております。

今後も、大学の研究・知見を本市の教育の政策形成に反映させられるよう、取組を強化してまいります。

4の「鹿角市歴史民俗資料館」及び、5の「鹿角市先人顕彰館の休館日の変更について」であります。両館ともに、現行の休館日は、毎週月曜日及び、12月29日から1月3日までであります。来館者数の状況を踏まえ、令和8年4月1日から毎週木曜日を追加することを考えており、変更にあたっては、来館者の不都合がないよう、市ホームページやSNSなどにより、事前の周知に努めてまいります。

なお、関係条例改正案につきましては、3月議会に上程することとしておりますのでよ

ろしくお願いいたします。

最後に、6の「鹿角地域文化財保存活用地域計画」の概要についてであります。令和4年度から、小坂町と共同で作成を進めてきた本計画ですが、去る12月19日に文化庁から認定をいただきました。概要についてこのあと担当より説明いたします。

○浅石委員長 鎌田主幹。

○鎌田生涯学習課主幹(兼)文化財振興班長 私から計画の概要を説明させていただきます。
教育委員会資料1をご覧ください。

平成30年に文化財保護法が改正され、文化財の保存・活用に関するマスタープランとアクションプランを兼ねる「文化財保存地域活用計画」が制度化されております。

この計画は、将来の目標や中・長期的に取り組む具体的な内容が記載され、文化財所有者を含めた住民や関係団体、学術専門機関、行政など、地域総がかりで文化財を守り・活かし・伝える体制の構築を図り、文化財の存続を目的としたものであります。文化圏を共有する本市と小坂町が文化財の課題や方針を一体的に捉えることで、これまで以上に適切な文化財の保存・活用と次世代へ承継することを目的として、令和4年度から小坂町と共同で3年をかけ作成し、昨年2月にパブリックコメントを実施し、去る12月19日に正式に「鹿角地域文化財保存活用地域計画」が文化庁長官の認定を受けたものであります。これまで文化庁長官による認定を受けた団体で、自治体が共同で策定した計画は、今回が全国初となっております。

本地域計画は、文化庁の指針に基づき、序章及び第1章から第9章までで構成しており、令和8年度から令和17年度までの10年間の計画となっております。前期計画期間を令和8年度から10年度までの3年間、中期計画期間を令和11年度から12年度までの2年間、後期計画期間を令和13年度から17年度までの5年間としており、計画期間終了ごとに期間内の進捗状況確認等を行い、見直しを図りながら推進してまいります。

それでは、各章について、簡単に説明いたします。

序章では、先ほども説明いたしましたが、計画策定の目的と経緯について記載しております。

第1章では、鹿角地域の自然的・社会的・歴史的背景の概要を述べており、第2章では、指定等文化財の件数及びその概要を類型別に記載し、世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産、100年フードなど関連する制度の概要を記載しています。また、未指定文化財に関しても地域別に整理し、本地域計画の独自類型として、口承文芸とそれにゆかりのある地名、湧水、清水、方言を設定するなど、独自性を盛り込んでおります。

第3章では、資料の2ページ目に記載しているとおり、「青垣山をめぐる鹿角の里」という言葉を象徴に、鹿角地域の歴史文化の特性ごとに5つにまとめております。

第4章では、鹿角地域における文化財についての国・県・市町の調査状況を記載しております。

第5章から第7章では、保存・活用の方針と措置として整理する中で、将来像を「青垣山

の恵みに育まれた歴史文化に出会えるまち鹿角」、基本方針を「みんなで地域を守り・活かし・磨き・未来へ伝える」に設定し、基本方針を「①保存・②磨くつなぐ・③活用」の3つに区分し、それぞれの課題・方針に対する具体的な措置・計画を記載しております。

概要は資料の3ページのとおり、現状調査の計画的実施や、後継者育成、デジタル化の推進及び、産業や観光分野と連携した活用の方向性を示しております。

第8章では、防災・防犯の推進として、鹿角地域で発生した災害の概要、文化財の防災・防犯の現状、課題、方針、措置を記載しております。

第9章では、保存活用の推進体制として、文化財保護における、それぞれの役割と体制整備の方針、文化財保存・活用の推進体制を記載しております。

説明は以上となりますが、今回策定した地域計画を着実に実行しながら、鹿角地域の文化財の保存・活用を推進してまいります。

なお、計画本編及び資料編については、120ページに及び容量が大きいため、資料として掲載することができませんでした。市及び文化庁ホームページ上で本編全文及び資料編を公開しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○浅石委員長 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに共通資料1について質疑・ご意見等がございましたら発言願います。児玉委員。

○児玉委員 雪害対策についてわかる範囲で結構ですので、教えていただきたいんですけど、鹿角市雪害対策本部、設置権者が市長になっているんですけど。これ2月2日に設置になっているようなんですけども、この本部を設置するための何か要件みたいな、基準みたいなそういうものがあるのかどうか分かったら教えていただきたいと思います。

○浅石委員長 阿部部長。

○阿部健康福祉部長 本部員ですので、その場の議論ということでお伝えしたいと思います。

雪害の警戒レベルの引上げについては70センチが1つの目安で、災害対策室を立ち上げる基準となっているんですけども、本部については積雪深とか明確な基準がない現状です。そこで今回こういった対応も踏まえて、その辺の雪害に対する初動対策の基準とかマニュアルを整備していこうという議論をしています。そういう状況でございます。

○浅石委員長 児玉委員。

○児玉委員 本部を設置して実施した高齢者世帯等除雪支援隊というのをやったと思うんですけども、これはこれでよろしいかと思うんですけども、そのほかに本部を設置して行った事業といいますか対策というのは具体的にはあるのかどうか、分かる範囲でお知らせ願いたいと思います。

○浅石委員長 健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 対策本部では各部の所管する雪害対策ということで除雪とか、健康福祉部であれば、除排雪に対する補助金とかを持っていてその状況等を共有しています。

が、本部としての新たな対策としては除雪支援隊のほかは避難所の開設、ちょうど積雪が多くなって屋根に雪が積もった後、暖気を迎えるということで住宅に住み続ける方が不安になるだろう、そういう場合もあるだろうということで避難所を開設したという 2 点が主な活動です。そういうことでホームページにも掲載しております。

○浅石委員長 児玉委員。

○児玉委員 設置の基準は明確にはないということですが、解体というか解散というかの基準もないのか、どういう状態になったら本部は解散となるのかわかったら教えてください。

○浅石委員長 健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 ここは本当に明確にはお答えできませんが、リスクがある程度去ったと、落ち着いたという状況を判断してレベルの引下げを検討すると思いますが、とりあえず次回今週金曜日にもう一度本部会議を開催することとしておりますので、そこで今申し上げたようなリスクの判断評価をして判断すると思います。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ほかにないようですので、次に健康福祉部の報告事項について質疑・ご意見等がございましたら発言願います。赤坂委員。

○赤坂委員 まず最初に、第 7 期の鹿角市障害者計画の素案についてお伺いしたいと思います。

こちらの計画は国で定めている障害者基本法とか、県の障害者計画。これが基本になっているということで資料の中にも書かれておりますが、この中において例えばこの計画の中身についてはこのとおりでいいのかなと思いますが、担い手をどうするのかという考え方については何か書かれているのかというところについてお尋ねしたいと思います。

というのが、この計画を立てるのは計画だけで企画倒れになってしまっただけではいけないのかなと思いますし、今人口が減っている中でこういった障がい者の皆さんのウェルビーイングをどうやって支えていくのかという視点からこの計画が立てられているわけですが、障がい者の方、特に身体障がい者の方であれば体が不自由で動けないというニーズが非常にあるのかなと思うんですが、そういった方々が不自由なく生活していく上でその人たちのどのように支えていくのかという視点が必要なんじゃないかなと思いますが、その辺の担い手の確保みたいな対策みたいなところはこの計画に盛り込まれておられるのか、お伺いしたいと思います。

○浅石委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 担い手の確保についてですけれども、対決のほうの障害福祉サービスの充実と人材の育成・確保という項目がございます。障害福祉サービスについてこちらのほうについても、いわゆる支える従業員の確保とかそういった点について市民アンケートの障がい者の方、事業所の方を対象としたアンケートのほうでもやはりそういつ

た福祉サービスを支える確保についてのご意見もいただいております、この項目の中でなかなか正直これをやると確保できるという手はなかなか現状では難しいかとは思いますが、担い手の確保についてもこの項目のほうで触れさせていただいております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 続きまして、新型インフルエンザの行動計画について質問させていただきたいと思います。

こちらの行動計画の中にですね、今年の冬もやはり何校か新型インフルエンザの発生ということで学校の学年閉鎖であったりとか、そういった事案がよく見られたように思います。

こういった中で地域の方から言われておられるのが、今まで学校の部活動の時代は学校のほうでインフルエンザの流行期になると、学校部活動の場合は活動休止という措置がよく取られていたというふうに言われましたが、今スポ少化が進んで地域活動とかのほうに移行した結果、なかなか学校の規制が届かないというか、一斉に活動をやめましょうという音頭を取る方が誰もいらっしゃらないということで流行期なのに、スポーツ活動をすごく頑張っている団とか団体が結構いらっしゃって、そこでせっかく学校が学年閉鎖とかして感染拡大を防止しようとして動いているのに、そういった活動をされている方がスポーツ少年団とかだと学校関係なかったりしますので、いろんな学校のいろんな地域の別の例えば大館市の方とか一緒に活動されたりとかって実態もあったりして、それが拡大を広げてしまっているんじゃないかと。そういった中で自分たちの子供が感染したことによって親御さんも家族全員感染してしまっ、会社を休まなければいけないですとか、別の兄弟にも感染してその子も学校を休ませなければいけなくなったとかっていうところがあつて。

地域全体として何か活動をこの場合は少年団活動を制限しようとか遠慮しようという何かがないと今まで学校が全部管理していたからスポーツ活動をすべて規制をかけて止めて感染拡大をできていたところが、それが少年団になったために規制が及ばなくてそこが活動してしまうとほかのところは幾ら努力して感染拡大を防ごうと思っても、そういったところが活動している限り感染拡大が止まらないじゃないかというご意見をいただいたことがあります。

この計画の中にも学校に関してはもしかしたら盛り込まれている部分があるのかなと思いますが、それ以外の市民団体ですとかスポーツ少年団のような市民が自主的に行っている活動の制限というようなところはなかなか盛り込めない部分なのかもしれませんが、感染拡大の徹底は非常に重要なんじゃないかなと思いますので、この計画に盛り込んだらいかかと思いますが、考えを伺います。

○浅石委員長 児玉政策監。

○児玉すこやか子育て課政策監（兼）健康づくり班長 今のご質問としては、まず、スポ少活動での感染症の拡大を防ぐためにというところの対応だと思うんですけども、現在

こちらで確認している限りでは学級閉鎖・学年閉鎖があった学年や学級に関してはスポーツ活動には参加しないことが原則となっております。そうした中でご家族の中での感染も広がっていくと思うんですけれども、こちらの計画ではその感染症の拡大の状況に応じて対応する内容を盛り込ませていただいております。

まず、インフルエンザとかであれば感染のリスクが高いものになっておりますので、そういったときには関連する事業所や市民への呼びかけを強化していくなど対応していきたいと考えておりますし、この計画にも少しではあるんですけれども、盛り込んで進めていきたいと考えております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 続きまして、第3次健康かづの21計画について質問します。

健康かづの計画のですね、まずちょっと計画の中身というか文言に関してなんですけれども、計画の2ページ目に掲載しております文言でですね、ライフコースアプローチという文言がありまして、これ元々の健康日本21のほうにもしかしたら文言として載っているのかもしれないんですが、ライフコースアプローチという言葉聞いた時に市民の方がどういう意味なのかなと。で、下のほうに注釈がまた書かれているわけなんですけれども、注釈を見れば生涯にわたって個人の行動と健康状態の改善及び社会資源の向上を推進するといっても意味が伝わるのではないかなと私は思うんですが、やはりこういった計画はどうしても学識経験者の方とか研究者の皆さんがこのような計画を立てられるのかなと思うんですが、市民の方に理解していただく上で、あえて注釈で書かなければいけないようなものは極力除いてもらったほうが分かりやすいんじゃないかなと思います。漢字はそれを読めば意味も分かる素晴らしい言語だと思いますので、漢字で書いて問題がないことであれば、固有の名称ですとか固有名詞であれば仕方のないことかと思いますが、これ下を見ると生涯にわたってそれを考えていくと考え方ですよと書いてるのであれば、ここ生涯に渡ってと置き換えても十分意味は伝わるんじゃないかなと思うのですが、こういった後からつくられたカタカナ和製英語みたいなものは極力計画には排除していただいて、なるべく市民の皆さんがわかりやすい文言に置き換えていただいたほうがこの計画の意義も伝わるのではないかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

○浅石委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 貴重なご意見ありがとうございます。

このライフコースアプローチについては、国が主導して新たな視点ということで盛り込まれたワードになっておりますので、この注釈も含めながら計画、市民の方がわかりやすい内容に最終の詰めですけれども、見直していきますがこういった新しい視点というのもぜひ盛り込んでいきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○浅石委員長 ほかにございませんか。兎澤副委員長。

- 兎澤副委員長** 結構、今回計画等素案が出てきていますけれども、パブリックコメントやられているようですけれども、市民の関心ってどのくらいあるのかちょっと確認したいんですけども、どのくらいの件数それぞれの計画にパブリックコメントが寄せられているか教えていただけますか。
- 浅石委員長** 井上課長。
- 井上福祉総務課長** 障害者計画のほうですけれども、先ほどお答えしましたように昨日までパブリックコメント実施しておりましたが、ゼロ件でした。
- 浅石委員長** 児玉政策監。
- 児玉すこやか子育て課政策監(兼)健康づくり班長** こちらのほうでは新型インフルエンザ等行動計画と健康かづの21計画、食の健康づくり計画を今現在パブリックコメントで審査していただいておりますけれども、今のところ意見の提出はまだありません。
- 浅石委員長** 兎澤副委員長。
- 兎澤副委員長** この計画、どれも非常に市民にとって大事な部分であると思うんですけども、やはり周知の仕方にも問題があるような気がしないわけではないのですが、ただホームページに載せてパブリックコメントくださいとかという形ではないですね。何かしらの働きかけをして例えば障害者の家族なり、障害者の計画に対してどうなのかという働きかけみたいなのところってというのは、まあひとりひとりというのは大変でしょうけれども、何かしらのお願いというか、お願いでするものではないんだろうけども、そういうのって大事だと思うんですけどもそういうのはいかなものなのでしょうか。
- 浅石委員長** 佐藤政策監。
- 佐藤政策監** 障害者計画については、パブリックコメントの以前に計画の素案を策定する段階で障害を持っている方、事業者に具体的にアンケートを実施しております、少し項目数は多かったんですが、回答できないような方もいらっしゃったとは思いましたが、半分以上の方から回答をいただいております、その中での課題とかを盛り込んだ計画策定しております。
- 浅石委員長** 兎澤副委員長。
- 兎澤副委員長** 各種計画とも、結局は市民のための計画なわけですから、その視点を大事にしてもう少しアピールできるような形が工夫して考えられないかどうか検討しながら、ぜひ進めてもらえればと思いますのでよろしくお願いします。
- 浅石委員長** 健康福祉部長。
- 阿部健康福祉部長** 兎澤委員のご指摘のとおり、すべての計画についてパブリックコメントを取り入れてはいますけれども、寄せられる件数は総合計画のほうは1、2件程度ありますが、そういう状況ですので、形骸化しているとの指摘も受けかねない状況かとは思っています。
- 企画も含めて、どういったパブリックコメントの実施方法が良いのか相談してみたいと思います。

○浅石委員長 ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 次に第 3 期の鹿角市食の健康づくり推進計画についてお伺いしたいと思います。

先ほどの質問にもあったんですが、同じくこちらの資料もプレコンセプションケアという用語が使われておりまして、これも非常に注釈の下に載っておられて、これを読めばわかるのでしょうかけれども、プレコンセプションケアという単語を聞いて日本人がこれずっと受け入れられるかというところになると、やはり国が作られた造語なんだろうけれども、日本人の 9 割このプレコンセプションケアというたぶん元は英単語というところを聞いて、日本人がラテン語系列の言語をすんなりと理解できるとは私はちょっと思えなくて、プレという接頭語がついていて、コンセプトというのがついてて、それを名詞化するみたいな、そこがわかっている人がぱっと見ればプレコンセプションなるほどと思うと思うんですが、そういった方はほとんどいらっしゃらないと思うので、あえて注釈で載せているという状況があると思います。

これがあると、先ほど兎澤委員のご指摘にもありましたがパブコメで何か計画に対する意見と求められても頭に入ってこない言葉出されても、なかなかその計画についてどう思いますかと意見出せないのではないかなと思いますので、やはり 70 歳の方が見ても、中学生の方が見ても計画がずっとわかるということが望ましい状態なのではないかなと思いますので、この辺りも国からこのプレコンセプションケアというものが含まれている計画が下りてきて、それを元につくられるというパターンが多いのかなと思います。

食の健康づくりということなので、例えて言えば国から枝肉の状態で出されてきて、それを料理しないでそのままお客様に出すという状態ではなかなか歯が悪い人とかは噛み砕けないと思いますし、誰が食べてもかみ砕ける状態に皆さんがこれをぱっと見て市役所の職員の皆さんがぱっと見てこのプレコンセプションケアと見て、果たしてこれが美味しそうに見えるかどうか、食べられる状態になっているのかというところをちょっと視点の一つとして加えていただいて、これだったら歯が悪い人でも嚥下能力が低下している人でも小さい赤ちゃんでも飲み込めるなという状態に噛み砕いていただいてわかりやすい表現を心掛けていただいて、この計画を出すことでパブリックコメントの返答率が上がったりとすとか、この計画の重要性が市民の方々に十分伝わるという本来の計画の趣旨を達成する意味にもなるかと思いますので、そのあたりをちょっと国から来たものをそのまま流すのではなくて噛み砕いていただいて、市民の皆さんがわかるような形、見た方がわかりやすい視点を持っていただいてこの計画づくりをしていただけたら大変ありがたいなと思いますので、ご検討いただければと思います。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 先ほど市民部の報告事項について質疑をいただきましたが、共通資料のみの質問となっていたと思います。市民部の報告事項について質疑ご意見等ございました

ら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、次に教育委員会の報告事項について質疑ご意見等がございましたら発言願います。奈良委員。

○**奈良委員** ご説明ありがとうございます。

東洋大学地方創生共同実習についてお伺いしたいと思います。

これ今週2月19日の木曜日から開催されるということなのですが、こちらは一般の方も観覧することは可能なものになるのでしょうか。

○**浅石委員長** 村木主幹。

○**村木主幹** この東洋大学の実習についてですが、一般の方と触れ合う場と言いますか、2月22日に大湯ストーンサークル館を会場にジョモラボという実際に土器づくりを体験してみようという部分で東洋大学の学生には講師になっていただいて、実施するというイベントを予定しておりますが、こちらのほうお申込みをたくさんいただきまして定員に達しておりますので、見ていただく分には大丈夫かと思いますが、参加はもうすでに締め切ったというような状態でございます。

○**浅石委員長** 奈良委員。

○**奈良委員** ご説明ありがとうございます。この内容のところに世界文化遺産を活用した教育プログラムについての検討及び提案と書いてあるんですが、こちらの検討されて提案された内容はどこで発表されるんですか。それもジョモラボでされるということでしょうか。

○**浅石委員長** 村木主幹。

○**村木主幹** こちら今回はプレ実習というような位置づけにしております、降雪期ですので、実際に遺跡とか実物を見たりすることができないわけなんです、市内のほかの社会教育施設の見学ですとか、食の体験もしていただくんですけども、そういったものを総合的に考えましてこんなプランができるのではないかと今回まず、事務局のほうに提案いただくんですけども、来年度雪のない時期にもう一度東洋大学の学生さんが来て実際にやってみるということを予定しておりますので、今年度はまずプレ実習というような位置づけでございます。市民の方向けの発表会というようなものは監年度は予定してございません。

○**浅石委員長** 奈良委員。

○**奈良委員** いろいろ聞いている理由というのが、この試み自体すごくいいものだと思います、今回教育委員会のほうで先ほどご説明もあつたんですけども、この鹿角地域文化財保存活用地域計画にも基づいてすごくいい試みだなと思うんですが、鹿角ってこの東洋大学以外にも武蔵野大学とも連携をしております、いろいろと試みをされておられるんですが、それが形になって市民の生活に反映されているというのが、あまりわからなくて結局来てもらって関係人口とかが増えることはすごく良いことだと思

うんですけれども、そこで終わりになってしまったらもったいないなと思ったので、多くの人に知ってもらって活動内容とかも市民の方にも知っていただきたいですし、せっかくわざわざ東洋大学から来ていただくので実習に来られた生徒及び教授にも鹿角のイメージを良くしてもらって帰っていただきたいと思ったので聞いた次第でございます。

○浅石委員長 ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 文化財の保存活用地域計画について伺います。

文化財の保存活用地域計画なんですけど、保存に関する部分と活用の部分と2つ、大きい柱3つあるということなんですけれども、特に活用についてなんですけれども活用ということになりますと恐らく観光分野との連携、これが一番重要な部分になってくるのかなというふうに思います。

そうなった場合に今回委員会の中で質問させていただくとすると、今回の委員会は教育民生常任委員会ということになりますが、活用に関してとなると観光分野との連携という部分が入ってくるかと思います。そうすると例えば委員会で観光分野に関する質問が出た場合にご答弁いただく方がいらっしゃるということになるのかなというふうに思います。保存に関しては教育委員会所管のままになるのかなと思うのですが、活用分野に関してはどうしても委員会付託だけでは、観光分野の活用はどのように体制をつくられますかという質問には答えられなくなってくるのかなというふうに思います。この活用計画についてですね、例えば何かパブリックコメントとか出す段階ではもうなくなってしまうわけなんですけれども、もう承認を受けている段階ですので、今全国に例を、初の例ということで鹿角市と小坂町2つの自治体が共同で作った計画ということで、全国に例を見ない初の事例ということで注目度も非常に高い中でこの計画を使って鹿角市がこの活用でこういう成果を上げましたこのような中身を作ってこういうふうに活用して文化財の価値を高めつつ、観光分野でも経済的な価値も高めましたというような先進事例をつくれるチャンスじゃないのかなと私は考えておりますが、一方で行政の中では組織が横断的な部分というのが、作られていない中で、体制づくりという部分で例えば観光分野とこの保存活用をつなぐような組織体制を作らなければいけないのかなというふうに思います。現在のところでそういった何か専門分野ですとか、この活用計画を生かして保存活用部門と活用できる観光部門と横断的に何か行政のほうも体制づくりみたいなのところを考えておられるのかどうか伺いたいと思います。

○浅石委員長 鎌田主幹。

○鎌田生涯学習課主幹 今回の地域計画策定にあたりまして、もちろん観光分野とも連携をして、中身を詰めてきたわけでございますけれども、これを実際に実践するにあたりまして、もちろん観光分野と情報共有をしながら、例えば観光で使えるといった場合につきましては、民間を含めた旅行パッケージの中にこういう文化財を含めるとか、例えば観光以外でも福祉分野ですと、今デジタルアーカイブを推進してございますので、福祉分野で町歩きをすることによって健康の促進を図るとか、様々な活用が考えられるわ

けですので、そちらのほうとも緊密に情報共有をしながら進めたいと思っています。

あと、この地域計画を作るにあたりまして、今後協議会を立ち上げていく予定にしています。その協議会の中には文化会というものもございまして、観光分野の例えばかづのDMOだったりとか、そういった様々な専門機関の方とも意見交換をしながら、様々な施策を考えていく場もございしますので、そういったところでどういったものがあるのかというところを詰めながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○浅石委員長 ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 すいません。資料館と顕彰館の休館日の追加という件について質問させていただきます。

こちらの2施設ですが、今休館日が月曜日ということで定められている施設ですが、木曜日を追加されるということで週2日の休みの日になるというところなんですけど、どうしても社会教育施設全般そうなんですけど、なかなか利用者が伸びていかないという現状の中で利用率が低いので休館日を追加されるということもあろうかと思います。

そういった中で冬期間、今年の冬は特にそうなんですけど、駐車場の除排雪がうまくいかないためになかなかお客さんの駐車場を確保できなかったように見えておりまして、業者が市道除雪されている業者だったりすると、どうしても市道除雪を終わってからじゃないとこういった施設の駐車場の除雪が間に合わないというようなところもあろうかかと思えます。

例えばこれはちょっと提案なんですけれども、冬期間に関しては一部休業している施設もあったりするような、隣の小坂町の資料館がそうなんですけれども冬期間は休業というような選択を取られているところもあります。

冬期間休業とすることでもちろん中に入っている資料ですとか企画が見られないというデメリットもあるわけなんですけれども、削減できる除排雪の費用ですとか、維持管理費の削減効果というところを秤にかけていただいて市民の方が見る機会は増やしつつ、定休日を1つ増やすという選択ではなくて、束ねてしまえば定休日1個増やして年間の休日が60日近く増えるほうがいいのか、それとも2か月冬期間閉鎖したほうがコスト的に安くなるのかというようなところを考えていただくと、非常に雪が厳しい期間の1月、2月だけは閉館というような選択も一つ入ってくるのではないのかなと思うんですけれども、それを考えると木曜日休むというような中途半端な休み方をしても、冬の間除排雪は必要ですし、どうしても管理は必要となってくるので、維持管理コストとかを考えると提案なのですが冬期間の休業みたいなのところも検討に出てくるのではないのかなと思いますが、そのあたりは当局としてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○浅石委員長 鎌田主幹。

○鎌田生涯学習課主幹 まず、今回木曜日に設定した理由につきましては先ほど部長が申したとおり利用者を鑑みて木曜日に設定をしております。

それで、歴史民俗資料館も先人顕彰館もそうなんですけれども、大体年間1,000万円近

く維持管理経費が掛かってございまして、一人当たり大体割り算すると 8,000 円から 9,000 円の経費が掛かってございます。これが、冬場は特に少なくはなるんですけれども、冬場以外でも少ない状況ですので、我々もこの部分については利用者を増やすような特色あるものを見せながらということで努力はするんですが、やはり行政公共施設の見直しということで冬場以外の部分につきましても閉館日を 1 日設けまして、コンパクトに実施していきながら利用者を逆に増やしていくというところも考えてございました。

冬期間につきましては、やはり委員がおっしゃるとおり、今年のように天候が悪い時期が多いですので、冬季間閉鎖ということも今後考えられるんですが、歴史民俗資料館につきましては冬季間 2 月にひな人形展だったりとか特色ある催し物もやっておりますので、そちらのほうはまず利用者の使い方、使われ方を見ながら今後検討していきたいというふうに考えてございます。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ほかにないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案件】

○浅石委員長 次に案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。

当常任委員会の閉会中審査事件となっておりますのは、継続審査としております陳情 2 件、及び教育行政及び民生施策の推進についてであります。

初めに 7 陳情第 12 号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情」を審査いたします。

それでは委員の皆様より意見を述べていただきたいと思います。赤坂委員から順にお願いします。

○赤坂委員 本陳情につきましては、私は採択すべきと考えます。

先ほどの障害者の計画でもありましたが、やはり従事者の皆さんの給与の待遇改善を行わない限り担い手の拡充にはつながらないと思っておりますので、こういった働く皆様の待遇を改善することでこういったケア人材の確保・拡充にもつながると思いますので、私は採択すべきと思っております。以上です。

○浅石委員長 児玉委員。

○児玉委員 もう少し検討したいと思っておりますので、継続審査をお願いします。

○浅石委員長 兎澤副委員長。

○兎澤副委員長 実際に現場自体は介護職員、もうどんどん減っている状況の中でやはり待遇改善は必須な状況に今なりつつあるし、なっていると思います。

だから、そのところを改善しない限り、それでも従事する人はやはり大変な状況の中で頑張っているわけですから。それにやはり給与水準そのものが私は今現在低いと思っておりますので、それをほかの職種並みに上げるという状況は作らなければいけないのではないかなと思いますので、これは採択すべきものと考えます。

○浅石委員長 保田委員。

○保田委員 私も抜本的に見直す必要があると思いますので、採択がこれはよろしいと思います。やはり介護保険制度が始まってから 25 年も経ってますし、必要だと思います。以上です。

○浅石委員長 奈良委員。

○奈良委員 私も採択すべきだと思います。

診療報酬も上がりましたし、あとそもそもこの介護従事者に関わらず、労働に見合った賃金というのを払うべきだと思いますので。利用者及び家族にもいい影響を与えることになると思いますので、私は採択すべきだと思います。

○浅石委員長 結果、採択が 4、継続審査が 1 となりましたので本陳情を採択とするものと決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、7 陳情第 12 号は採択するものと決します。

○浅石委員長 次に 7 陳情第 13 号「最高裁判決にもとづき、すべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情」を審査いたします。

それでは委員の皆様より意見を述べていただきます。奈良委員。

○奈良委員 これは、そうですね、最高裁では取り消す判決が言い渡されたんですけども、そこでお金を返金するべきとかまでは確か決まっていらないはずなんです。なので気持ちはわかるんですけど、趣旨採択に私はします。

○浅石委員長 保田委員。

○保田委員 私も趣旨採択でお願いします。

というのは、もう根拠があつてのこの最高裁の判決だったと思うので、このすべての生活保護利用者というところもちょうとどうなのかなと思いますし、というところで趣旨採択でお願いします。

○浅石委員長 兎澤副委員長。

○兎澤副委員長 右に同じです。

○浅石委員長 児玉委員。

○児玉委員 やはり、その裁判ひとつひとつについての案件について事情が違ふと思うので、すべてそういう承知をするということ自体はやはり一概には言えないんじゃないかなというふうに私は思いますので、私は不採択でお願いします。

○浅石委員長 赤坂委員。

○赤坂委員 私は趣旨採択すべきものと考えます。以上です。

○浅石委員長 それでは、趣旨採択が過半数を占めていることから本陳情を趣旨採択すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、7 陳情第 13 号は趣旨採択すべきものと決します。

○浅石委員長 次に「教育行政及び民生施策の推進について」を議題といたします。

議員の皆様からご意見等ございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、教育行政及び民生施策の推進については今後においても継続審査すべきものとし、本日の閉会中の審査はこれで終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、付託事件の審査は終了いたします。

○浅石委員長 次に案件(2)その他に入ります。

初めに当局より順次説明願います。成田課長。

○成田市民課長 委員会資料の6ページをお願いします。

続いてその他①3月定例会提出予定議案について説明します。

初めに市民課関係です。

鹿角市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、5か所の支所窓口業務を新たに郵便局へ委託することに伴うものです。来年度下半期の業務移行を目指し、現在調整しているところですが、市の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、指定する郵便局は八幡平、尾去沢、花輪、毛馬内、大湯の5か所を予定しております。

市民課関係は以上です。

○浅石委員長 佐藤課長。

○佐藤生活環境課長 引き続き、生活環境課関係の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現在9名おります人権擁護委員のうち、1名について退任されることとなりましたので、後任を推薦するにあたり人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会のご意見をいただくため3月定例会への諮問を予定しております。

次の鹿角市交通安全対策会議条例の廃止についてであります。交通安全対策基本法が改正され、市町村が作成する交通安全計画について作成に係る努力義務が廃止されたことから法改正の趣旨を鑑み、交通安全計画を作成するために設置しております鹿角市交通安全対策協議会を廃止する条例を3月定例会へ提案する予定です。

生活環境課関係は以上です。

○浅石委員長 井上課長・

○井上福祉総務課長 続いて福祉総務課関係ですが、鹿角市福祉保健センター条例の一部改正についてですが、先ほど所管事項報告でご説明したとおり、福祉保健センターの休館日を変更するというものです。

以上です。

○浅石委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 続いて、すこやか子育て課関係についてご説明いたします。

1 つ目の鹿角市子ども未来センター条例の一部改正については、先ほど所管事項報告でご説明したとおり、コモッセ内にある子ども未来センターにおいて、職員の勤務に適度なゆとりを持たせるとともに全職員が揃って事業内容について十分に話し合える機会を設け、業務の質をより高めていくため、現在の休館日である 12 月 29 日から 1 月 3 日に加えて、毎月第 3 火曜日、またはこれが祝日に当たる場合はその翌日を休館日に追加したいことから条例の改正を予定しております。

2 つ目の鹿角市乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、市は乳児等通園支援事業者の申請に基づき、乳児等支援給付費の支給対象の確認を行うこととされており、そのための事業運営の基準を定める条例の制定を予定しております。

3 つ目の鹿角市乳児等のための支援給付に係る利用者負担額に関する条例の制定については乳児等通園支援事業、いわゆる誰でも通園制度の利用者負担額を定めるため、条例の制定を予定しております。

説明は以上です。

○浅石委員長 奈良課長。

○奈良あんしん長寿課長 次にあんしん長寿課関係ですけれども、1 つ目の鹿角市敬老祝金支給条例と 2 つ目の鹿角市百歳長寿祝金等支給条例の廃止については、厳しい財政状況の中限られた財源を有効に活用するため、敬老事業と百歳長寿顕彰事業における祝金等の儀礼的なコストを見直し、予算をより実践的な高齢者の生活支援に振り向けることを優先するため、それぞれの祝金支給条例を廃止するものです。

3 つ目の鹿角市介護保険条例の一部改正については、令和 7 年度の税制改正の影響により、令和 7 年度介護保険料が世帯非課税の所得段階として附加された世帯のうち、令和 8 年度に課税世帯に移行する世帯で、給与等の収入金額が一定の基準を満たす場合について、令和 8 年度のみ介護保険料を特例により減免を行うため、条例を改正するものです。

説明は以上です。

○浅石委員長 黒澤課長。

○黒澤生涯学習課長 教育委員会関係は生涯学習課から鹿角市歴史民俗資料館条例の一部改正についてです。

先ほど所管事項で報告したとおり、現行の休館日に毎週木曜日を休館とすることについて所要の改正を行うものであります。

提出予定議案の説明については以上です。

○浅石委員長 成田課長。

○成田市民課長 続いて②3月定例会提出補正予算の概要について、市民課から順に説明します。

(1) 一般会計歳出①2款4項1目戸籍住民基本台帳費、107万8,000円の増額は、戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載に伴う、コンビニ交付システムの改修費用です。年度内での事業完了が見込めないため、財源となる国庫補助金と合わせ、令和8年度へ繰越を予定しております。

市民課関係は以上です。

○浅石委員長 佐藤課長。

○佐藤生活環境課長 引き続き、生活環境課関係となります。

①2款2項2目生活安全対策費の地域公共交通維持確保対策事業、1,817万4,000円につきましては、路線バス事業の実績が確定したことに伴い、補助金の増額及び減額を行うものです。

8ページをお願いいたします。

2款2項5目交流センター費、交流センター改修事業の544万5,000円の減額につきましては、実績見込みによるものです。

4款2項3目し尿処理費の鹿角広域行政組合負担金、529万1,000円の減額につきましては、施設管理に係る光熱水費や委託料の実績見込みに伴い、負担金を減額するものです。

生活環境課関係は以上です。

○浅石委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 続きまして、福祉総務課関係の補正予算案をご説明いたします。

①の4款1項1目保健衛生総務費のかづの厚生病院支援事業の893万6,000円の減額ですが、特別交付税を財源としたかづの厚生病院支援補助金について、今年度から小児病床の受け入れが休止となったことから小児病床分等について補助金を減額するものです。

福祉総務課は以上です。

○浅石委員長 花海館長。

○花海ストーンサークル館長 続いて教育委員会関係の大湯環状列石史跡管理費107万5,000円の減額は、史跡の維持管理業務の実績によるものであります。

補正の説明は以上となります。

○浅石委員長 佐藤課長。

○佐藤生活環境課長 続きまして③令和8年度当初予算につきまして、新規または拡充のあった事業を中心に主な事業につきまして説明いたしますので、共通資料の令和8年度当初予算の概要をご覧ください。

最初に市民部関係の説明となりますので、5ページをお願いいたします。

No.26 集落支援事業であります。集落支援員2名を配置し、自治会等の状況調査や課題解決に向けた話し合いへの支援を行うとともに、集落活動応援事業費補助金により、人

口規模の小さい自治会の取組を支援してまいります。

No.30 地域公共交通維持確保対策事業であります。地域間幹線及びフィーダー系統の路線バスの運行助成をはじめ、八幡平地区においてデマンド型乗り合いタクシーの実証運行を行うほか、路線バス定期助成等による利用促進により、地域公共交通の維持確保を図ってまいります。

No.31 空き家等適正管理推進事業であります。空き家の所有者等に対して、適正管理の指導や助言を行うほか、解体工事費が上昇傾向にあることから危険老朽空き家除却費補助金の補助限度額を引き上げることにより、所有者による危険空き家の解体を促進してまいります。

また、倒壊のおそれのある特定空き家について行政代執行による解体に向けた手続きを進めてまいります。

6 ページをお願いします。

No.33 交流センター改修事業であります。建築から 40 年が経過し、施設の経年劣化が進んでいることから、令和 7 年度から改修事業に取り組んでおり、令和 8 年度は外壁補修や空調設備の更新等を行います。

No.34 収納率向上特別対策事業であります。口座振替の推進等納付環境の充実を図っていくとともに適正な債権管理と効率的な滞納整理を行う費用を計上し、収納率の向上に努めてまいります。

No.35 戸籍住民基本台帳費の新規窓口業務委託料ですが、支所窓口業務の見直しに伴い、証明書の交付やマイナンバーカードの更新など窓口業務の一部を郵便局へ委託するものです。

市民部関係は以上です。

○浅石委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 続きまして、健康福祉部関連ですが、新規事業や拡充した事業などについてページ順にご説明いたします。

6 ページのNo.38 になりますけれども、他機関共同事業ですが複雑化、複合化し支援や解決が困難な事案に対して、支援の方向性の調整、関係機関の役割分担、支援プランの作成、支援機関のコーディネートなどを引き続き国の重層的支援体制整備事業を活用しながら実施します。

8 ページをお願いします。

No.49 高齢者等生活支援事業の 4 つ目、新規事業となりますが高齢者エアコン購入支援補助金では、高齢者の熱中症対策のため、市内に居住する非課税世帯かつ 65 歳以上の高齢者世帯のうち自宅にエアコンが設置されていない、もしくは故障等により使用できない世帯に対し、一世帯あたり 5 万円を上限にエアコンの設置費用を支援いたします。

10 ページをお願いします。

No.67 乳児等通園支援事業ですが、生後 6 か月から満 3 歳未満の未就園児を対象に、保

護者の就労状況に関わらず、時間単位で認可保育園等を利用いただける誰でも通園制度を新たに開始することとし、実施施設に対し事業を委託します。

11 ページをお願いします。

No.75 放課後児童クラブ運営事業ですが、拡充予定のスクールバス運行業務委託料は、柴平小学校と大湯小学校の児童クラブ利用児童を対象に熊による事故防止のため、小学校から児童クラブまでの移動のためのバスを出没期に臨時に運行するものです。

○浅石委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 続いて健康福祉部関係の 4 款衛生費に係る事業についてご説明いたします。

ページはそのままNo.80 あんしん医療推進事業ですが、当番院による日曜・祝日の診療に併せて院外処方箋による薬の調剤に対応するため、近隣の薬局 1 か所を当番薬局として開設します。

13 ページをお願いします。

No.90 予防接種事業ですが、予防接種委託料の拡充は小児の点鼻インフルエンザワクチン助成額を 1,500 円から 3,000 円に増額します。

新規のシステム改修委託料については、予防接種事務のデジタル化を令和 9 年 3 月に開始するためのものです。

健康福祉部関係は以上です。

○浅石委員長 似鳥課長。

○似鳥総務学事課長 続きまして、教育委員会関係について、総務学事関係から順に説明いたします。

24 ページをお願いします。

No.182 の児童生徒学力向上対策事業は標準学力調査等を継続実施するほか、新規のデジタル教科書ライセンス使用料は将来的なデジタル教科書の導入に向けて、国の実証事業の対象となる小中学校の算数と数学の強化でデジタル教科書を使用した事業が実施されますが、実証事業の対象以外の学校でも同じようにデジタル教科書を使用するためにライセンス使用料を計上します。

25 ページをお願いします。

No.188 の備品整備費は児童生徒の学校生活における健康面での安全確保のために夏場の体育館における暑さ対策として、小中学校の各校に 2 台冷風機を導入します。

No.191 の I C T活用教育事業は、児童生徒 1 人に 1 台配布している学習用端末を一斉更新するほか、これまでに整備してきました普通教室用の電子黒板に加え、新たに特別教室用に電子黒板を整備します。

その下のNo.192 の学校施設管理費は令和 9 年度まで計画的に進めております学校の照明設備の L E D化とトイレ洋式化について令和 8 年度は十和田小学校と八幡平中学校の照明 L E D化と八幡平小学校のトイレ洋式化のための施設改修工事費を計上します。

○浅石委員長 黒澤課長。

○黒澤生涯学習課長 続いて生涯学習課関係についてであります。

ページは 26 ページをお願いします。

No.198 学びをサポート！共生社会推進事業は障害者の生涯学習について今年度県の進める学びを通じた地域づくりプラットフォーム構築事業に取り組み、体制が整いましたので、社会教育施設における作品展示や市主催イベントへの障害者の参画により、相互理解を深め、共生社会の推進に寄与する学びの環境づくりを進めてまいります。

No.199 かづの未来の創り手育成事業は新たに若者議会の立ち上げに向け、市内に在住・在学・在勤の 16 歳から 24 歳を対象としたキックオフミーティングやワーキングを開催し、若者の意見をまちづくりに反映する仕組みや若者議会の在り方について検討を進め、地域の現状や課題を自分事と捉え、行動できる人材の育成を目指してまいります。

27 ページをお願いします。

No.201 デジタルアーカイブ推進事業は今年度鹿角市史及び資料編などのデジタル化を進めておりますが、それと合わせてサイト構築をしております。

さらに文化財資料や収蔵品等のデジタル化を進め、コンテンツを拡充することで本市の強みである文化財の魅力や価値について発信力を強化し、閲覧者の増加と来訪促進を図り、地域活性化につなげてまいります。

No.202 文化財保存活用地域計画推進事業は今年度文化庁認定を受けた鹿角地域文化財保存活用地域計画に基づき、推進協議会及び分科会を設置し、文化財の保存と活用に関する事業などを着実に推進してまいります。

28 ページをお願いします。

No.209 大湯環状列石環境整備事業は 3 月に策定予定の第 2 次環境整備基本計画に基づき、史跡内を整備するための基本設計及び実施設計を行うほか、万座と野中堂環状列石について最新の 3 次元測量を用いた記録調査に取り組み、保存と復元を視野に基礎資料の整備を進めてまいります。

No.211 大湯環状列石調査研究事業は第 2 次環境整備基本計画に基づく、関連遺跡調査等と合わせて外部講師を招いたシンポジウムを開催し、学術的価値に基づいた情報発信を積極的に進めてまいります。

No.212 大湯環状列石教育普及事業はガイダンス施設である大湯ストーンサークル館において、縄文文化の価値や魅力を伝える体験学習を開催するほか、ガイド要請及び研修に取り組み、レベルの向上に努めます。

また、新たに企画展を開催し、来館者の増加と市民の関心を高め、史跡の保護を担う地域人材の育成につなげてまいります。

No.213 文化の杜交流館事業は普及・育成型の事業や市民参加型の事業により次代の文化芸術を創る人材育成に取り組むほか、ショプロンとの交流事業としてリスト音楽院のフレイバラージュ氏によるピアノコンサートを開催し、世界最高峰の演奏に触れる機会を

提供することと併せて文化交流を図ってまいります。

生涯学習課関係は以上です。

○浅石委員長 古田課長。

○古田スポーツ振興課長 続きまして、スポーツ振興課関係ですが、No.214 スキーと駅伝のまちづくり事業ですが、新規事業や令和 9 年 2 月 5 日から 8 日までを会期とする全国高等学校総合体育大会、第 76 回全国高等学校スキー大会の開催に伴う補助金で本市では平成 30 年度の第 69 回大会以来 5 回目のインターハイとなり、選手団や大会関係者等約 2,500 人の来会を見込んでおります。

次にNo.215 スポーツ交流事業ですが、新規事業は第 77 回北奥羽総合体育大会の開催に伴う補助金で北奥羽圏 10 都市によるアマチュアスポーツの普及・発展等を目的とした体育の祭典として本市が主会場となり、約 10 種目の競技大会を実施いたします。

29 ページをお願いします

次にNo.218 鹿角高等学校運動部魅力化事業ですが、秋田県立鹿角高等学校の魅力化を図る取組の一環として市外から鹿角高校に進学し、野球部で活動する生徒の下宿などに関わる支援を新たに創設いたします。

スポーツ振興課からは以上です。

○浅石委員長 似鳥課長。

○似鳥総務学事課長 同じページの一番下、No.221 学校給食費は安全・安心な学校給食を提供しつつ、令和 8 年度から小学校の給食費について国と県の事業により、基準額までの負担軽減が実施される予定にありますが、基準額を超える部分を市が支援することにより、小学校の給食費の無償化を実施いたします。

また、中学校の給食費については物価高騰の影響を踏まえ、保護者負担の軽減を図るため引き続き給食費の一部を支援します。

以上で一般会計当初予算の概要の説明を終わります。

○浅石委員長 成田課長。

○成田市民課長 続いて市民課関係の特別会計当初予算の概要について説明します。

共通資料の 1 ページにお戻りください。

(2) 特別会計の 1 つ目、国民健康保険事業特別会計です。

予算規模は令和 7 年度当初予算と比較し、約 6,800 万円増の 29 億 5,000 万円です。

増額の主な要因は所得の増加により、税収の増が見込まれるほか本年 4 月に子ども子育て支援金制度が創設されることに伴い、新たに医療保険料と合わせて子ども子育て支援金分の賦課徴収が始まることによるものです。

二つ目の後期高齢者医療特別会計です。

主に後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る予算を計上しております。予算規模は令和 7 年度当初予算と比較し、約 1 億 1,400 万円増の 6 億 700 万円です。

増額の主な要因は 2 年ごとに改定される県内均一の保険料率が引き上げられる予定で

あること、また国保会計と同様に新たに子ども子育て支援金分の賦課徴収が始まることによるものです。

続いて資料 30 ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計の主な事業について説明します。

No.2 の療養給付費は医療費のうち被保険者の自己負担分を除く医療保険者の負担分となります。被保険者数は年々減少しておりますが、医療の高度化等により一人当たりの医療費が伸びており、前年度予算より約 530 万円増額となっております。

次にNo.3 健康教育活動費です。

新規事業のデータヘルス計画中間評価業務委託料は第 3 期データヘルス計画に定める健康医療情報等を活用した医療事業について、計画期間 3 年目となる取組状況や目標の達成状況を分析・検証するための費用となります。

市民課の説明は以上です。

○浅石委員長 奈良課長。

○奈良あんしん長寿課長 続いて介護保険事業特別会計について説明いたします。

資料は冒頭 1 ページ及び 31 ページになります。

令和 8 年度介護保険事業特別会計の全体の予算規模ですけれども、令和 7 年度当初予算と比較し、約 1,913 万円少ない 48 億 7,609 万 3,000 円と見込んでおります。8 年度当初予算については令和 6 年 3 月に策定した第 9 期介護保険事業計画の計画値を根拠に計上しておりますが、令和 8 年度は 7 年度と比較して人口減少に伴い、高齢者人口も緩やかに減少することを見込んだ計画値となっており、これまで 2 か年の実績値においてもサービス利用者は一定数減少しておりますことから計画値どおり前年よりわずかではありますが、予算規模を縮小した予算額としております。

以上で特別会計の説明を終わります。

○浅石委員長 説明が終わりました。今後、定例会中の審査もございますので説明のみとさせていただきますと思いますが、どうしても今回確認したい点がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ほかにないようですので、(2) その他についてはこれで終わります。

○浅石委員長 ここでお諮りいたします。本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

○浅石委員長 以上を持ちまして、本日予定しておりました協議事項はすべて終了いたしました。当局におかれましてはただいま出されました要望・意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって教育民生常任委員会を閉会いたします。
大変お疲れ様でした。